

柳津町地区集会所整備事業補助金

交付申請の手引き



柳津町

(1) 目的について

柳津町各地区における社会教育活動の充実、発展を図るため、地区集会所等施設整備事業及び設備整備事業に要する経費について、柳津町補助金等の交付等に関する規則及び柳津町地区集会所等補助金交付要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付します。

(2) 交付条件について

- ①地区公民館として使用されている建物であること。
- ②地区が建物を維持、管理していること。
- ③地区の総会等で建設や修繕等の事業の実施が議決され、地区住民の合意がなされ、建設用地及び地元負担金等に問題がないことを証明できる書類が整っていること。
- ④集会所を新築する場合は、前年度中に柳津町教育委員会に予算要望がなされ、町の予算として認められたものであること。
- ⑤事業完了後に地区の総会等で建設や修繕等の事業完了の報告がされ、町の補助金を受け、その事業を実施した事がわかる決算書が地区住民の了解を得ている事が証明できる書類を整えること。
- ⑥当該年度中に当該工事が完了できること。

(3) 補助金交付までの注意事項について

- ①交付決定以前に着工した場合、補助対象事業として認めないこと。
- ②施工前及び施行後の写真を準備すること。
- ③交付決定後に、事業内容を変更又は中止、廃止する場合は、あらかじめ町へ相談すること。
- ④交付申請等に用いる代表者印は、補助金受領まで同一のものを使用すること。

(4) 補助金申請から交付までの流れについて

前年度	<p>①交付要望を柳津町中央公民館へ行ってください。</p> <p>②地区住民の合意を得て、地元負担金に問題がないことを証明できる書類を整えてください。</p> <p>③翌年度の予算が議決されましたら、(3月定例会終了後)柳津町中央公民館よりご連絡いたします。</p>
当年度	申請 → 承認 → 検査 → 交付
次年度	<p>事業完了及び町の補助金を受け、その事業を実施した事がわかる決算書が地区住民の了解を得ている事が証明できる書類を整えて監督員の確認を受けてください。</p> <p>※決定通知書を受領後、工事内容もしくは金額等に変更が生じた場合、または事業の中止をする場合は、柳津町中央公民館と相談ください。</p>

(5) 事業区分別の補助率等について

事業区分	補助率・限度額・条件等
集会所新築	<p>建築費(用地費及び行事等は除く。)の8割以内の額とし、1,000万円を限度とします。</p>
集会所増改築(補修・修繕を含む)	<p>増改築費の8割以内の額とし、300万円を限度とする。</p> <p>ただし、増築及び改修の事業費が30万円以上を補助対象とします。</p> <p>※千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとします。</p>

(6) 補助対象事業・経費について

【集会所新築】

対象経費	対象外経費
1) 建築に要する本工事（建物の基礎、 躯体、屋根、造作及び仕上げ部分）及び 付帯工事。 2) 対象工事に係る消費税	1) 土地購入費、土地造成・地盤改良費 用 2) 既存建物解体費用 3) 設計費・設計監理費 4) カーテン工事 5) 照明器具費（簡易取付式）※1 6) 植栽工事費 7) 備品・消耗品 8) 諸経費※2

※1 ダウンライトなど建物と一体のものを除く

※2 本体工事に含まれない一切の費用（租税公課、保険料、登記費用祭司費等）

【集会所増改築（補修・修繕を含む）】

対象事業	対象外事業
<p>1) 建物増築に伴う建築工事及び付帯工事</p> <p>2) 建物の主要構造部</p> <p> ※1の改修・補修工事</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺替、塗装、改修 ・外壁等の塗装 ・天井、床の張替 <p>3) バリアフリー化を目的とする工事</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段等への手摺の設置 ・トイレの洋式化 ・スロープの設置 <p>4) 下水道水洗化等に伴う管工事</p> <p>5) 外周壁に面する建具の補修改修</p> <p>6) 電気ガス設備工事に要する経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設照明LED化工事 ・電気設備アンペア変更工事 <p>7) 空調設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物と一体となっている冷暖房機器に限る（FF式暖房機でホームタンクからの燃料供給できる機器は可） <p>8) その他相当と認めるもの</p>	<p>1) 建物の主要部分</p> <p> ※1以外の改修・補修工事</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畳の取替、表替 ・襖、障子、網戸、ブラインドの設置補修 ・壁紙、天井クロス取替 ・通信、アンテナ工事 ・音響設備工事 <p>2) カーテン、絨毯工事</p> <p>3) 植栽工事</p> <p>4) 日常的な修繕工事</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスの交換 ・漏水、水道管の破裂修理 ・トイレ、配水管詰まりの復旧 ・トイレのウォシュレット設置 <p>5) 設計費、設計監理費</p> <p>6) 維持管理、点検費用</p> <p>7) 備品、消耗品の購入</p> <p>8) 照明器具（簡易取付）</p>

※1 本事業においては、屋根・柱・梁・壁・天井・床・基礎とする。